

# ひろがる和

## 【災害対策本部】

### 6月21日から特別警戒隊24時間パトロールスタート

葛尾村の防犯を守るため、「葛尾特別警戒隊」を組織しました。村民52人を臨時職員として委嘱し、5つの班をつくり、8時間交替で村内を車でパトロールします。不審者や不審車両が進入していないか警戒し、必要に応じ双葉署などに通報します。

### 三春町で一部業務を開始しました

会津坂下町からの本格的な再移転に先立ち、6月15日より三春事務所（貝山多目的運動公園管理棟）において、次の窓口業務を開始しました。

なお、会津坂下出張所においても通常どおり全ての窓口業務を行っています。

| 場 所   | 主管課等           | 業 務 内 容             | 備 考               |
|---|----------------|---------------------|-------------------|
| 三春事務所<br>(貝山多目的運動<br>公園管理棟)<br>【田村郡三春町大字貝<br>山字井堀田287-1】<br>TEL0247-61-2850<br>Fax 0247-62-0282 | 住民生活課          | 戸籍事務                | 申請受付のみ            |
|   |                | 印鑑証明・住民票            | 申請・証明書発行          |
|   |                | 国保・後期高齢者医療・<br>介護保険 | 相談                |
|   |                | 福祉業務・環境業務           | 相談                |
|   | 総務課<br>(税務財政係) | 税証明・申告・納税           | 申告・証明書発行・<br>納税相談 |
| 地域振興課   | 仮設住宅           | 仮設住宅相談              |                   |
| 教育委員会   | 学校教育・社会教育      | 相談                  |                   |

## 【総務課】

### 第2回区長会が開催されました 総務係

6月15日に三春町（葛尾村三春事務所）において、第2回行政区長会が開かれ、仮設住宅入居等の説明及び、以下の内容を協議しました。

- 1 行政区長の任期は、本年3月31日まででしたが、村から依頼し、今般の事情をご理解いただき平成24年3月31日まで延期することになりました。
- 2 村から示された団地毎の割り振りを了解し、仮設住宅入居時期については、完成次第速やかに入居できるよう考慮することとしました。
- 3 電話機はN T Tに申請すれば無料で借りることができます。  
インターネットは個々にプロバイダーと契約すれば利用可能です。  
※ 毎月の使用料は自己負担となります
- 4 仮設場所が9か所の団地になるため、自治会長（仮称）を団地ごとに決め、村との連絡体制を充実させることになりました。
- 5 地区集会所に委託職員をおき、住民が暮らしやすい体制を整えることになりました。
- 6 葛尾村特別警戒隊は、6月17日に講習会を行い、田村市上移と葛尾村西ノ内を拠点とし、6月21日から活動を開始することになりました。

## 農業委員会選挙の延期について

総務係

7月に予定していた農業委員選挙は、東日本大震災により延期することになりました。延期後の選挙の期日については、決まり次第お知らせします。  
なお、選挙執行までの間は、現職委員の任期が延長されます。

## 関係自治体連絡会議の設置

企画係

### 設置の目的

富岡町及び葛尾村の両自治体が、三春町に役場機能を再移転する方針を示し、応急仮設住宅の建設も進んでいる状況にあります。

今後、避難住民の生活を支えていくためには、関係自治体が相互に連携し、連絡調整を図る必要があることから、受け入れ先の三春町に事務局となっただき「関係自治体連絡会議」を設置しました。

関係自治体連絡会議は、富岡町長、葛尾村長、三春町長、富岡町議会議長、葛尾村議会議長および三春町議会議長の6名で構成されます。

また、各町村の副町村長、教育長および担当課長で構成する幹事会を設置し、5月16日に第1回幹事会、6月8日に第2回幹事会を開催しております。

協議する内容は、以下のとおりです。

- ① 応急仮設住宅の運営・調整に関する事
- ② 仮役場の設置・運営に関する事
- ③ 関係自治体間における経費負担に関する事
- ④ その他必要な事項に関する事

6月8日に三春町役場で、第1回関係自治体連絡会議を開き、役場機能の再移転に伴う住民生活の課題解決に向け意見交換をしました。主な内容は以下のとおりです。

- 役場機能移転時期・・・6月15日から7月下旬とします。
- 役場機能移転場所・・・貝山多目的運動広場管理棟で、全ての窓口業務を行います。一部の業務は、水環境センターにも移転します。
- 小・中学校について・・・仮設住宅からスクールバスで通学します。全員が同小中学校に通えるように協議しています。
- 幼稚園について・・・単独で開設予定です。
- 地域コミュニティ・・・各仮設住宅団地ごとに代表者を定めます。三春地元町内会との関わりについては、今後、検討していきます。
- 高齢者のサポート・・・村が県に要請し、仮設住宅敷地内に施設を設置し、運営は、県が社会福祉法人等に委託します。
- 仮設住宅地内への店舗確保について
  - ・・・村内の商店が仮設店舗をつくれるように要望しました。  
(村から(独法)中小機構へ整備要請)

## 所得税の確定申告について

税務財政係

確定申告がまだお済みでない方は、できるだけ早めに確定申告をお願いします。「葛尾村会津坂下出張所」又は「葛尾村三春事務所」にて受付しますので、申告をされる方は、事前に電話予約をお願いします。なお、最寄りの税務署でもおこなえます。

## 罹災証明について

税務財政係

東日本大震災により家屋等が破損した方で、写真で破損の程度を判定できる方に、罹災証明書を交付しますので、該当のある方はご連絡下さい。

## 村税について

税務財政係

村税（住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税）については、国の法律がいまだに成立しておりませんので、決定次第お知らせいたします。

## 【地域振興課】

### 狩猟免許をお持ちの方へ

### 地域づくり推進係

狩猟免許の有効期間は3年（新規に取得した免許は3年より短い場合がありますので、ご注意ください。）平成20年に交付された免許は、平成23年9月14日に有効期間が満了します。

狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を下記のとおり実施しますので、忘れないよう更新してください。

- 1 実施日時 第1回 平成23年8月2日（火曜日）  
第2回 平成23年8月4日（木曜日）
- 2 会場 道の駅南相馬 ホール（南相馬市原町区高見町2-30-1）
- 3 日程 受付：午前9：00～9：15  
講習：午前9：30～
- 4 申込書受付締め切り 第1回 平成23年7月19日（火曜日）  
第2回 平成23年7月21日（木曜日）

※ 原子力災害などでの特例措置がありますので、詳しくは福島県ホームページをご覧ください。

（問）相双地方振興局 県民生活課 0244-26-1144

### 応急仮設住宅について

### 地域整備係

- 1 応急仮設住宅の建設
  - ・9団地 440戸（申込 317世帯 ※6月1日現在の世帯数の67%です。）
  - ・県からの引渡 6月 8日 狐田団地 55戸  
6月13日 貝山団地 132戸  
6月16日 旧中郷小学校団地 78戸
- 2 入居割り振り
  - ・従来のコミュニティを継続することを重視して、下記を考慮して行います。
    - ①行政区単位の割り振り 9団地に11行政区が入ります。  
※2団地に分離する行政区もあります。（上野川・下葛尾・上葛尾）
    - ②団地の戸数に見合った割り振りを行います。
    - ③世帯分離の場合は極力隣接するように配慮します。
    - ④障害者（車イス）に配慮します。
    - ⑤店舗出店者に配慮します。
- 3 入居開始
  - ・6月26日（日）狐田団地、貝山団地、旧中郷小学校団地  
※以外の団地は、7月中旬以降入居予定です。

#### 4 入居決定等

- ・入居決定は、おおむね10日前に通知します。
- ・「入居のしおり」「位置図」「誓約書」等を同封します。
- ・入居説明を各団地集会所で行い、誓約書等と引き替えに鍵を渡します。
- ・入居は、開始日よりおおむね1週間とします。

#### 5 家電製品の支援

- ・家電6点セットは入居前に搬入します。
- ・世帯分離した2戸目以降は、必要家電のみを後日支給します。

#### 6 その他

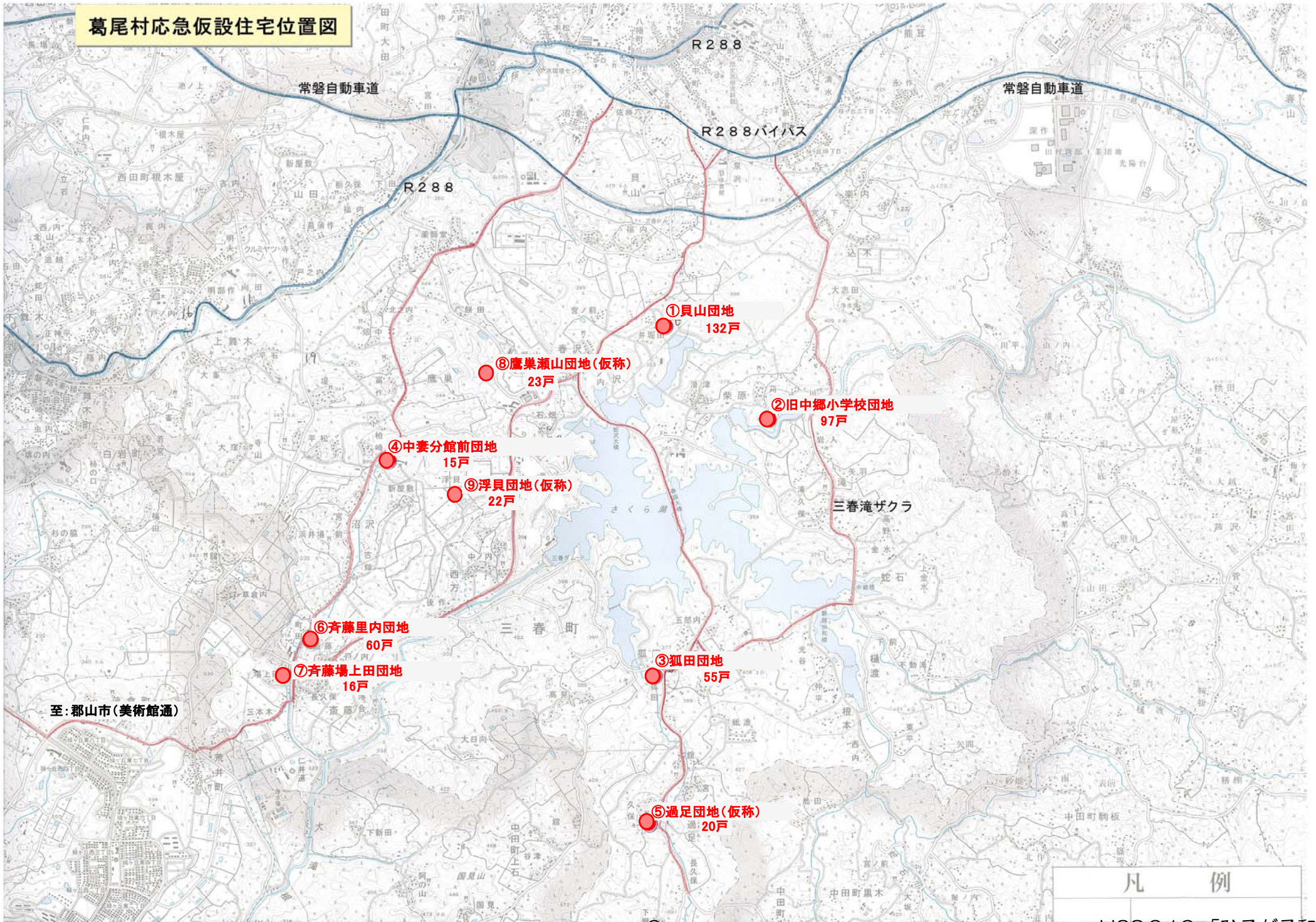
- ・入居までに主要道路から各団地までの案内看板を設置します。
- ・他に迷惑をかけないことを条件にペットの同居は認めますが、団地ごとにペットの会（仮称）等を組織してもらいます。

葛尾村応急仮設住宅一覧表

| No. | 団地名          | 戸数  | 入居行政区名          | 省略名称                       | 住所               |
|-----|--------------|-----|-----------------|----------------------------|------------------|
| 1   | 貝山応急仮設住宅     | 132 | 落合<br>上野川       | かいやま<br>貝山団地               | 三春町大字貝山字井堀田287-1 |
| 2   | 旧中郷小学校応急仮設住宅 | 97  | 大放、岩角<br>大笹、上野川 | きゆうなかさとしょうがっこう<br>旧中郷小学校団地 | 三春町大字柴原字柴原80-1   |
| 3   | 狐田応急仮設住宅     | 55  | 下葛尾、野行          | きつねだ<br>狐田団地               | 三春町大字狐田字沢口9-1    |
| 4   | 中妻分館前応急仮設住宅  | 15  | 夏湯              | なかつまぶんかんまえ<br>中妻分館前団地      | 三春町大字鷹巣字大日向19-1  |
| 5   | 過足運動公園       | 20  | 下葛尾             | よぎあし<br>過足団地(仮称)           | 三春町大字過足字寺の前182   |
| 6   | 斉藤里内応急仮設住宅   | 60  | 野川              | さいとうさとうち<br>斉藤里内団地         | 三春町大字斎藤字里内122-1  |
| 7   | 斉藤場上田応急仮設住宅  | 16  | 上葛尾             | さいとうばじょうでん<br>斉藤場上田団地      | 三春町大字斎藤字場上田227-1 |
| 8   | 鷹巣瀬山地区(桜中下)  | 23  | 広谷地             | たかのすせやま<br>鷹巣瀬山団地(仮称)      | 三春町大字鷹巣字瀬山334    |
| 9   | 浮貝地区         | 22  | 上葛尾             | うきがい<br>浮貝団地(仮称)           | 三春町大字西方字浮貝645    |
|     | 計            | 440 |                 |                            |                  |



# 葛尾村応急仮設住宅位置図



凡 例



## 避難中の落合地区簡易水道の利用について

地域整備係

落合地区簡易水道をご利用の皆様へお知らせいたします。  
簡易水道は、現在管理されておりませんので、使用しないでください。  
水質が悪くなっている水を使用すると体調を崩す恐れがあります。

## 【住民生活課】

### 住民異動・戸籍等の届出について

住民生活係

#### ○転入届（転居届）

葛尾村は、警戒区域（福島第1原発より半径20km圏内）と計画的避難区域（半径20kmから30km圏内）に指定されており、基本的には『転入』及び『転居』の届出はできません。ただし、転入できる場合もありますので窓口にご相談ください。

#### ○転出届

葛尾村から他の市区町村への『転出』の届出は出来ますので、窓口で転出の届出をし、転出証明書の発行を受け、転入先の市区町村役場で『転入』の届出をしてください。

※『転入』・『転出』の届出は、異動の日から14日以内に届出をしましょう！

#### ○死亡届に伴う諸手続きについて

- ・この度の震災において災害や避難生活等により死亡した場合、『災害救助法』が適応され、火葬料等が給付されます。死亡届提出前に、窓口にご相談ください。
- ・年金を受給していた方が死亡した場合、生計同一の親族の方から、年金の未支給請求申請をすることが出来ます。
- ・国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入していた方が死亡した場合は、葬祭費の支給申請が行えます。それ以外の医療保険の加入者はそれぞれの加入保険者（保険証発行機関）にお問い合わせください。

## 【お知らせ】

### 県外に避難された方の相談窓口について

福島県では、県外へ避難されている方の、避難先の都道府県の借上げ住宅などについて相談窓口を設けております。

避難先の都道府県における民間賃貸借住宅の借上げなど、支援状況につきましては下記の窓口へご相談ください。

（問）福島県災害対策本部 県外避難者支援担当

TEL 024-523-4157・4250

## 運転免許証の有効期間の延長について

運転免許証の有効期間の末日が、平成23年3月11日以降の方については、8月31日まで引き続き運転することができます。

※ 平成23年8月31日までに、更新手続きをしてください。

※ 平成23年8月31日直前は、窓口が混雑することが予想されます。  
お早めに手続きをしてください。

(問) 最寄りの警察署(福島県警察本部ホームページにも掲載されています)  
運転免許センター : TEL 024-591-4372

## 【各種お問い合わせ先】

○葛尾村会津坂下出張所(旧法務局会津坂下出張所)

〒969-6566 福島県河沼郡会津坂下町稲荷塚77番地  
TEL 0242-83-0271(代表)  
FAX 0242-83-0278

○葛尾村災害対策本部(川西公民館)

〒969-6507 福島県河沼郡会津坂下町大字大上字柳ノ下甲312  
TEL 0242-83-2651・2653  
FAX 0242-83-2652

○葛尾村三春事務所(貝山多目的運動公園管理棟)

〒963-7719 福島県田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1  
TEL 0247-61-2850  
FAX 0247-62-0282

○ふたば農業協同組合(JA 福島ビル内仮設事務所)

TEL 024-554-3095  
FAX 024-554-3097

○東北電力コールセンター

TEL 0120-175-655(フリーダイヤル)



# 平成23年放射線モニタリング測定値(葛尾村) No. 7

**風越**  
6/2 12:30 1.8 $\mu$ sv/h  
6/9 11:05 1.7 $\mu$ sv/h

**中平**  
6/2 12:20 1.8 $\mu$ sv/h  
6/9 10:47 1.9 $\mu$ sv/h

**東平**  
6/2 12:00 1.6 $\mu$ sv/h  
6/9 10:27 1.9 $\mu$ sv/h

**阿掛線入口**  
6/3 11:33 9.4 $\mu$ sv/h  
6/10 11:39 9.4 $\mu$ sv/h

**野行**  
6/4 11:51 18.8 $\mu$ sv/h  
6/11 10:36 17.5 $\mu$ sv/h

**広谷地**  
6/3 11:20 8.8 $\mu$ sv/h  
6/10 12:31 9.6 $\mu$ sv/h

**境ノ岫※1(毎日計測)**  
6/7 12:25 2.1 $\mu$ sv/h  
6/12 12:57 2.1 $\mu$ sv/h

**役場※1(毎日計測)**  
6/7 12:25 1.1 $\mu$ sv/h  
6/12 12:46 1.3 $\mu$ sv/h

**柏原※2(毎時計測)**  
6/7 12:20 8.6 $\mu$ sv/h  
6/12 12:00 8.5 $\mu$ sv/h

**湯殿**  
6/3 12:42 1.3 $\mu$ sv/h  
6/10 13:44 1.3 $\mu$ sv/h

**仲ノ内**  
6/3 12:35 2.2 $\mu$ sv/h  
6/10 13:23 2.0 $\mu$ sv/h

**大笹**  
6/4 12:30 1.5 $\mu$ sv/h  
6/11 12:12 1.4 $\mu$ sv/h

**岩角**  
6/4 12:05 2.7 $\mu$ sv/h  
6/11 11:18 2.5 $\mu$ sv/h

**大放**  
6/4 12:51 1.9 $\mu$ sv/h  
6/11 11:39 1.9 $\mu$ sv/h

| 凡 例 |  |
|-----|--|
|     |  |
|     |  |
|     |  |

※1(毎日計測)  
文部科学省のホームページ参照  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1304001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1304001.htm)

※2(毎時計測)  
福島県のホームページ参照  
<http://www.pref.fukushima.jp/j/20-50km171.pdf>

※葛尾村役場の平常値は0.04~0.06 $\mu$ sv/hです。  
※年間1msvは約0.11 $\mu$ sv/hです(24時間浴び続けた場合)